

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

平成17年度末に策定した第二次甚目寺町行政改革大綱の基本方針の一番に住民満足度の向上を掲げている。特に町単独事業で実施している小学校修了までの医療費支給事業については、町財政の状況を勘案しながら可能な限り継続していきたいと考えている。以上のように社会保障施策の充実に向けての基本姿勢を堅持していきたい。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

① 介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【保険医療課回答】

平成21年度からの保険料については、第4期計画で決定することとなるが、介護報酬等国の方針がはっきりしておらず、現状では保険料がどのようになるかお話しできる段階ではない。

保険料については、現在6段階制となっており、より所得状況に配慮した方法となっている。また、課税時に減額されているので、今のところこれ以上の減免は考えていない。

② 利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

【保険医療課回答】

利用料減免の実施・拡充については、国の方針に沿って対応していきたい。

③ 要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

【保険医療課回答】

医師の意見等により、必要と認められる人については利用可能としている。

④ 特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

【保険医療課回答】

町内に介護保険施設は整備されていないが、地域密着型のグループホーム及びショートステイ施設があり、在宅サービスの基盤は充実している。

⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【総合福祉会館回答】

介護労働者の質の向上のために介護サービス提供者やケアマネジャーを対象に月に1回地域包括支援センターにて研修会等を実施している。なお、財政的な支援について

は考えていない。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【総合福祉会館回答】

配食サービスは、週1回土曜日に実施しているが、毎日実施することは財政上非常に厳しい状況である。会食会については、各地域でボランティア連絡協議会のふれあいサロンが適時開催されている。

- ②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

【総合福祉会館回答】

一般財源での実施は、現在のところ考えていない。

(3) 障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【保険医療課回答】

要介護4・5の人に対し案内通知を送り、障害者控除の申請を勧めている。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【保険医療課回答】

要介護4・5の人に対し案内通知を送り、障害者控除の申請を勧めている。また、認定書を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降の申請を必要としていない。

2. 高齢者医療の充実について

- ①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

【保険医療課回答】

県の方針に沿って対応していきたい。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

【保険医療課回答】

後期高齢者医療は、広域連合が保険者であるので、広域連合の方針によると考える。資格証明書については、「市町村の意見を聞いて対応していく」と広域連合は言っている。

- ③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

【保険医療課回答】

県の方針に沿って対応していきたい。

- ④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

【保険医療課回答】

後期高齢者医療は、広域連合が保険者であるので、広域連合の方針によると考える。

3. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【保険医療課回答】

小学校卒業までは入院・通院に係る医療費は現物給付。中学校卒業までの入院に係る医療費については、窓口償還としている。

- ②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

【総合福祉会館回答】

妊産婦健診については近隣町と協議し、今年度より産前5回の無料健診と歯科健診を実施している。また、県外での受診について補助する体制を整えている。

4. 国保の改善について

- ①保険料(税)について

- ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。
- イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。
- ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。
- エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【保険医療課回答】

国保税については、平成16年度に税率の改正を行い引き上げたが、本年度についても引き上げを見合わせている。一般会計からの繰入金については、他市町村と比較しても多額の繰入があり、町財政上、これ以上の繰入は不可能である。

減免について、平成20年度から基準を明確にし、運用をしている。

- ②保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。
- イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

【保険医療課回答】

資格証明書の発行は行っていない。しかし、税負担の公平を図るため、国保税滞納者に納税指導を行うとともに短期保険証を発行している。

納税相談により、実態にあった納税指導を行っている。

- ③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

【保険医療課回答】

国の方針に沿って実施していきたい。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

【保険医療課回答】

一部負担金の減免制度は、平成20年4月から運用しており、生保基準の1.1倍から1.3倍以下の世帯については「減免」、「徴収猶予」などで対応している。

5. 障がい者施策の充実について

- ①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

【総合福祉会館回答】

独自の軽減制度は考えていない。

- ②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

【総合福祉会館回答】

独自の軽減制度は考えていない。

- ③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

【総合福祉会館回答】

関係者等の聴き取り調査を実施予定。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

【保険医療課回答】

特定健診については近隣市町村とも協議した上で一部負担金をお願いしている。

【総合福祉会館回答】

がん検診については近隣市町村とも協議した上で一部負担金をお願いしている。
歯科健診については無料で実施している。なお、通年実施の予定はない。
がん検診は個別医療機関での委託検診も実施している。

- ②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

【総合福祉会館回答】

従来から年1回無料で受診できる体制を整えている。

7. 地方税の徴収について

- ①地方税の年金天引きを行わないでください。

【税務課回答】

公的年金からの個人住民税の特別徴収については、地方税法の一部改正に伴い、徴収を行うこととされている。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。
- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。
- ③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。
- ②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

【議会事務局回答】

陳情書の議長への提出については全議員に報告。請願書については、議会で採択された事項については国に対して意見書を提出する。